

## 札幌市重度訪問介護利用者の大学修学支援事業実施要綱

(令和6年3月25日 障がい保健福祉担当局長決裁)

### (目的)

第1条 札幌市重度訪問介護利用者の大学修学支援事業（以下「本事業」という。）は、重度障がい者が修学するために必要な支援体制を大学等が構築できるまでの間において、重度障がい者に対して修学に必要な身体介護等を提供し、もって、障がい者の社会参加を促進することを目的とする。

### (実施主体)

第2条 本事業の実施主体は札幌市とする。

### (事業内容)

第3条 本事業は、次条に規定する対象者が第5条に規定する大学等において修学するにあたり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者（居宅介護又は重度訪問介護の指定を受けている者に限る。以下「事業者」という。）が、当該対象者に対し、大学等への通学及び大学等の敷地内における身体介護等を提供すること（以下「サービス提供」という。）により行う。

2 本事業は、大学等における修学に係る支援を対象とするものであることから、大学等からの帰宅途中における余暇活動等、修学に関わらない活動への支援については本事業の対象外とする。

3 第1項の規定にかかわらず、重度訪問介護の利用の対象となる支援及び大学等において構築された支援体制によって提供される支援については、本事業の対象外とする。

### (対象者)

第4条 本事業の対象者は、市内に居住地を有する者又は市外に居住地を有する者かつ本市から障害福祉サービスの支給決定を受けている者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 障害者総合支援法第5条第3項に規定する重度訪問介護の対象者
- (2) 入学後に停学その他の処分を受けていない者
- (3) 入学後に病気や留学等のやむを得ないと認められる特別な事由なく前年度の修得単位数が皆無若しくは極めて少ないなど、学修の意欲に欠けると認められる状況にない者

### (大学等の要件)

第5条 本事業の対象となる大学等は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学等（大学（大学院及び短期大学を含む。）、高等専門学校、専修学校及び各種学校）で、次の各号のいずれも満たすものとする。

- (1) 障がいのある学生の支援について協議・検討や意思決定等を行う委員会及び障がいのある学生の支援業務を行う部署・相談窓口が設置されていること
- (2) 大学等において、常時介護を要するような重度の障がい者に対する支援体制の構築に向けた計画が立てられ、着実に大学等による支援が進められていること

### (申請)

第6条 本事業に係る給付費（第15条に規定するサービス提供費から利用者負担額（サービス提供費に10分の1を乗じて算出した額とする。以下同じ。）を控除した費用をいい、以下「給付費」という。）の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、札幌市重度訪問介護利用者の大学修学支援事業給付費支給（変更）申請書（様式1）に、次の各号の書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 札幌市重度訪問介護利用者の大学修学支援事業利用計画書（様式2）
- (2) 大学等に在籍し、又は在籍することが決定していることを証する書類

(3) 札幌市重度訪問介護利用者の大学修学支援事業承諾書(様式3)

(4) 大学等が作成した障がいのある学生の支援について協議・検討や意思決定等を行う委員会及び障がいのある学生の支援業務を行う部署・相談窓口の運営規定並びに大学等の支援体制の構築の進捗状況がわかる書類

(支給決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請(以下「申請」という。)を受けた場合において、給付費を支給する旨の決定(利用者負担上限月額決定を含む。)をしたときは、札幌市重度訪問介護利用者の大学修学支援事業給付費支給決定(変更)通知書(様式4)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、申請を受けた場合において、給付費を支給しない旨の決定をしたときは、札幌市重度訪問介護利用者の大学修学支援事業給付費支給却下決定通知書(様式5)により申請者に通知するものとする。

3 申請を受けた場合において、給付費の支給を決定する際の利用者負担上限月額は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第17条第1項に規定する額を準用する。

4 申請を受けた場合において、給付費の支給を決定する際の支給決定期間は、支給決定の際に定める支給期間の開始日から直近の3月末日又は当該大学等の支援体制が構築されると見込まれる期間のうちいずれか早い期間とする。ただし、当該支給決定期間の終了をもって大学等における必要な支援体制の構築が十分でない認められる場合は、更新することができるものとする。

5 第1項の規定による給付費を支給する旨の決定(以下「支給決定」という。)を受けた者(以下「支給決定者」という。)が、サービス提供を受けようとする場合は、サービス提供を行う事業者に対し、札幌市重度訪問介護利用者の大学修学支援事業給付費支給決定(変更)通知書(様式4)を提示するものとする。

(支給決定の変更)

第8条 前条の規定は、支給決定者が現に受けている支給決定の内容について変更を必要とする場合において準用する。

(支給決定の取消し)

第9条 市長は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給決定を取消することができる。

(1) 支給決定者が死亡し、又は市外へ転居したとき

(2) 障害者総合支援法第5条第3項に規定する重度訪問介護の対象者でなくなったとき

(3) 支給決定者が本事業の利用を辞退したとき

(4) 支給決定者が大学等を休学するとき

(5) 支給決定者が大学等を卒業し、又は退学したとき

(6) 支給決定者が停学等の処分を受けるなど、第4条に規定する対象者の要件に該当しなくなったとき

(7) 支給決定者が不正その他偽りの申請により支給決定を受けたとき

(8) 支給決定者が通学する大学等が第5条の要件に該当しなくなったとき

(9) その他市長が支給決定を不相当と認めるとき

2 市長は、前項に規定する支給決定を取消したときは、札幌市重度訪問介護利用者の大学修学支援事業給付費支給取消通知書(様式6)により支給決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により支給決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに第15条に規定するサービス提供費が支払われているときは、支給決定者又は事業者に対し、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

(利用開始の届出)

第10条 支給決定者は本事業の利用を開始するときは、札幌市重度訪問介護利用者の大学修学支援事業派遣開始(変更)届(様式7)を市長に提出しなければならない。

(変更の届出)

第 11 条 支給決定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、市長にその旨を書面により届出なければならない。

- (1) 支給決定者の住所、氏名等に変更があったとき
- (2) サービス提供を行う事業者を変更し、又は追加するとき

(利用終了の届出)

第 12 条 支給決定者は次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、札幌市重度訪問介護利用者の大学修学支援事業派遣終了届(様式 8)を市長に提出しなければならない。

- (1) 支給決定者が本事業の利用を辞退するとき
- (2) 支給決定者が大学等を休学するとき
- (3) 支給決定者が大学等を卒業し、又は退学したとき
- (4) 支給決定者が停学等の処分を受けるなど、第 4 条に規定する対象者の要件に該当しなくなったとき
- (5) 支給決定者が市外へ転居したとき
- (6) 障害者総合支援法第 5 条第 3 項に規定する重度訪問介護の対象者でなくなったとき(事業者)

第 13 条 事業者は、大学等及び市等の関係機関との緊密な連携を図ることにより、サービス提供を適切かつ効果的に行うものとする。

2 事業者は、支給決定者に対してサービス提供を行ったときは、その内容等について札幌市重度訪問介護利用者の大学修学支援事業サービス提供実績報告書(様式 9)を作成し、これを 5 年間保存しなければならない。

3 事業者は、サービス提供の従事者がサービス提供に従事する時間(以下「サービス提供時間」という。)について、労働基準法等の関係法令に従い、適切なものとなるよう留意しなければならない。

4 事業者は、次のいずれかに該当することとなった場合は、サービス提供を行うことができない。

- (1) 不正に給付費の請求を行ったとき
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 171 号)及び札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例(平成 24 年条例第 43 号)に規定する基準を満たすことができなくなると認められるとき
- (3) 障害者総合支援法その他関係法令等、本要綱及び市長が業務に関し行う指示に従って適正な事業の運営をすることができないと認められるとき
- (4) その他関係法令等、本要綱及び市長が業務に関し行う指示に違反したとき

(サービス提供の従事者)

第 14 条 サービス提供の従事者は、事業者には雇用されている者のうち居宅介護又は重度訪問介護に従事している者であって、受給者の生命の危険回避のための支援を行うことができる者でなければならない。

2 サービス提供の従事者は、サービス提供を行う際には大学等の指示に従うとともに、その身分を示す証明書を携行し、支給決定者又は大学等から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

3 サービス提供の従事者は、サービス提供時間中はその業務に専念しなければならない。

4 サービス提供の従事者は、サービス提供時間中に物品のあっせん、販売その他本事業の実施に支障をきたす行為をしてはならない。

(サービス提供の費用)

第 15 条 本事業のサービス提供費は、サービス提供時間が年間 500 時間以上の者については、別表 1 に定める額とする。

- 2 本事業のサービス提供費は、サービス提供時間が年間 500 時間以内の者については、別表 2 に定める額とする。ただし、この場合のサービス提供費の上限は 1,135,000 円とする。
- 3 年間のサービス提供時間が 500 時間以内と計画していた支給決定者が、年度途中で 500 時間を超えた場合は、支給開始日に遡って、別表 1 のサービス提供費の額を適用する。  
(サービスの利用)

第 16 条 支給決定者は、サービス提供を受ける場合は、事業者と契約を締結するものとする。

- 2 支給決定者が事業者を支払うべきサービス提供費については、利用者負担額を除いて、市が支給決定者に支給することとする。ただし、当該支給については、支給決定者に代わり、事業者に対して支給することができる。この場合、当該支給については、支給決定者に対して支給があったものとみなす。
- 3 同一の月の利用者負担額が、第 7 条第 3 項の利用者負担上限月額を超えるときは、当該月における利用者負担額は、当該利用者負担上限月額とする。

(支払請求)

第 17 条 支給決定者が前条第 2 項の規定により、給付費の支給を受けようとするときは、支給決定者はサービス提供を受けた日の属する月の翌月の末日までに、札幌市重度訪問介護利用者の大学修学支援事業サービス提供実績報告書(様式 9)及び請求書、領収書その他の支払額がわかる書類を市長に提出しなければならない。

- 2 前条第 2 項ただし書きの規定により、事業者に給付費を支給する場合は、事業者はサービス提供を行った日の属する月の翌月の末日までに、札幌市重度訪問介護利用者の大学修学支援事業サービス提供実績報告書(様式 9)、札幌市重度訪問介護利用者の大学修学支援事業支援給付費明細書(様式 10)及び請求書を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、第 1 項又は前項に規定する書類の提出があり、これを審査し適当であると認めるときは、当該提出を受けた日から 30 日以内にサービス提供費を支払わなければならない。
- 4 事業者は、前条第 2 項ただし書きの規定による支給を受けたときは、支給決定者に対して、給付費として受領した旨を通知しなければならない。

(利用者負担額の受領)

第 18 条 事業者は、サービス提供を行ったときは、支給決定者から利用者負担額の支払いを受けるものとする。

- 2 事業者は、前項の規定により、支給決定者から利用者負担額の支払いを受けた場合は、当該支給決定者に対し、領収証を交付しなければならない。

(費用の返還)

第 19 条 市長は、事業者又は支給決定者が、虚偽その他の不正な手段により給付費の支給を受けた場合は、当該事業者又は支給決定者から給付費に相当する額の全部又は一部を徴収するものとする。

(譲渡又は担保の禁止)

第 20 条 この要綱による給付費の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(秘密の保持)

第 21 条 事業者の管理者及び従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た支給決定者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 事業者は、管理者及び従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た支給決定者及びその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。  
(調査等)

第 22 条 市長は、本事業の実施に関して必要があるときは、支給決定者又は事業者に対し、本事業に係る報告及び書類の提示を命じ、又は事業者の事業所に立ち入り、必要な調査を行うことができる。

(書類の整備等)

第 23 条 事業者は、受給者に対し、サービス提供を実施したときは、支援記録等の関係書類

を作成し、支給決定を受けた日の属する年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は障がい保健福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(別表 1)

サービス提供時間	サービス提供費
30分 (20分以上 45分未満)	1,135円
1時間 (45分以上 1時間 15分未満)	2,270円
1時間 30分 (1時間 15分以上 1時間 45分未満)	3,405円
2時間 (1時間 45分以上 2時間 15分未満)	4,540円
2時間 30分 (2時間 15分以上 2時間 45分未満)	5,675円
以後、30分ごとに加算	1,135円

(別表 2)

サービス提供時間	サービス提供費
30分 (20分以上 45分未満)	1,960円
1時間 (45分以上 1時間 15分未満)	3,920円
1時間 30分 (1時間 15分以上 1時間 45分未満)	5,880円
2時間 (1時間 45分以上 2時間 15分未満)	7,840円
2時間 30分 (2時間 15分以上 2時間 45分未満)	9,800円
以後、30分ごとに加算	1,960円